

第5回 基金制度問題にかかるワークショップ
(現行制度と政策提案 2024 その2)

令和7年3月7日(金)
全日基

(次回予定)

第6回 基金制度問題にかかるワークショップ
(補てん金の算定をめぐる諸問題)

令和7年3月21日(金) 13:30~15:30

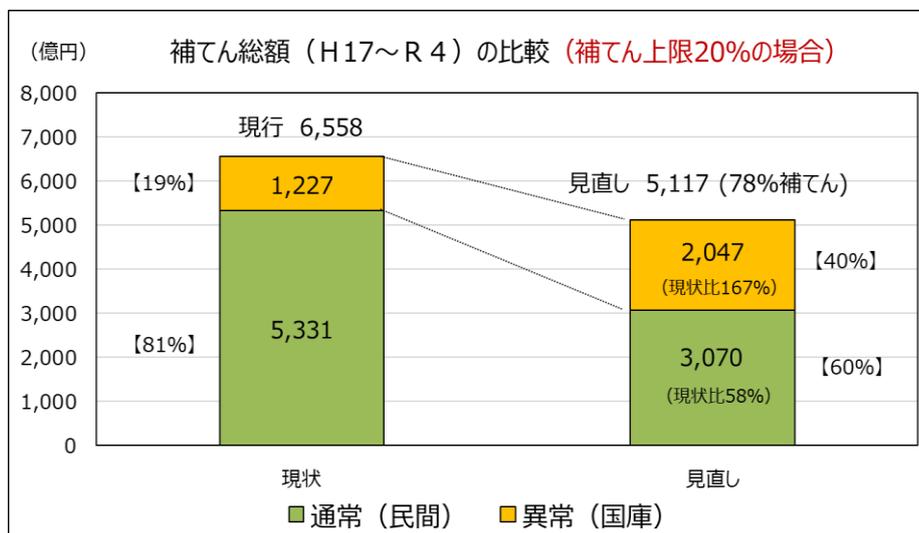
第5回 基金制度問題にかかるワークショップ (現行制度と政策提案2024 その2)

1. 補てんにかかる民間と国の負担割合 (民間：約5割～6割 国：4割～5割)

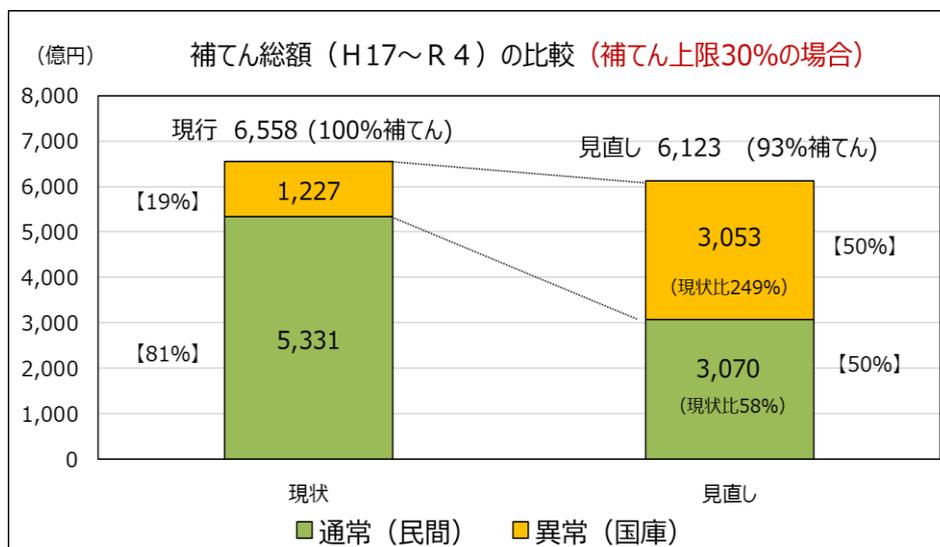
(1) 平成17年～令和4年までの18年間の補てん総額に占める民間と国との負担実績は、国の約2割(19%)に対し民間は約8割(81%)となっており民間に偏重しています。これに対し、一本化したうえで補てん上限を20%とすれば民間と国の負担比率は、国の約4割(40%)に対し民間は約6割(60%)と試算され、民間の負担が大きく軽減されます。(図1)

(2) 仮に平成18～20年度や令和3～4年度のような急激な価格高騰の事態に対しては、上限20%から30%までの間は国のみの負担でこれを賄うことになり、その結果、実質の負担比率は、国の約5割(50%)に対し民間は約5割(50%)になると見込まれます。(図2)

(図1)



(図2)



2. 価格高騰時（令和2年第4四半期以降）における補てん水準の比較検証 （現状—政策提案2024—補助金を加算した場合の比較）

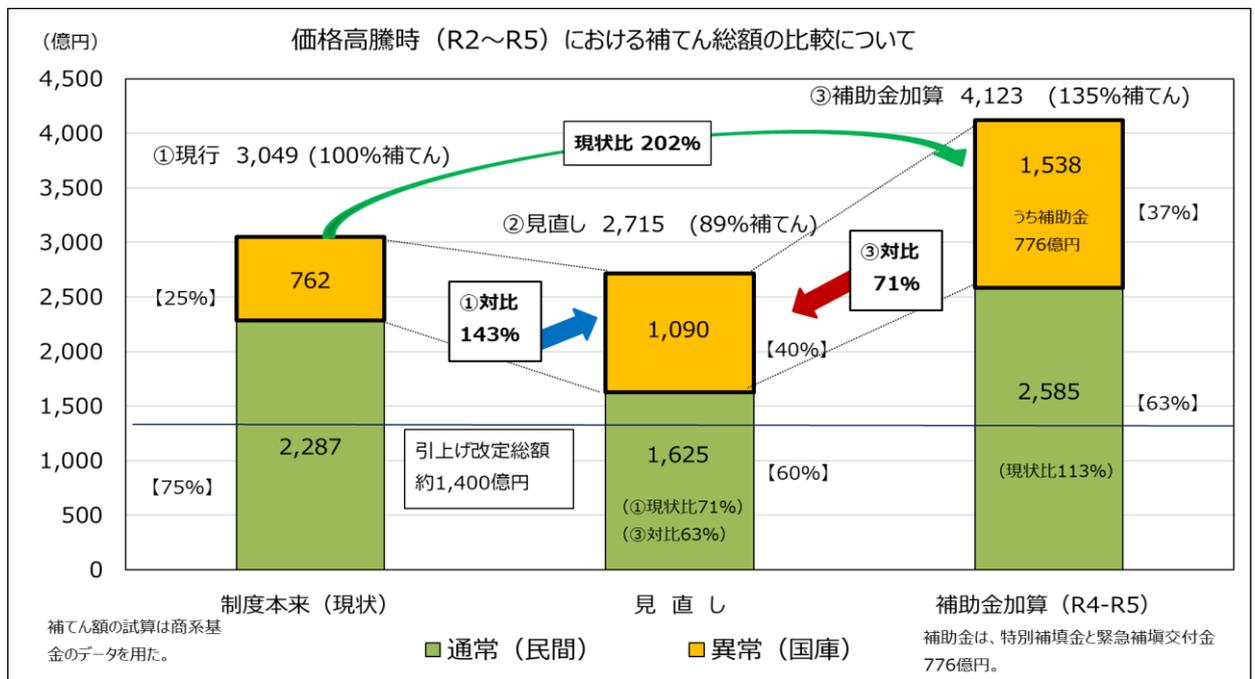
農林水産省の「補てん制度のあり方検討会」において、事務当局は「国費負担の増加については、巨額の負担が民間だけでなく国にも生じており、徒に国費による負担を増やすことには納税者の理解を得難い」と全日基による政策提案の考え方に対し、たびたび牽制的な発言をしています。

しかしながら、令和2～5年までの飼料価格高騰時を振り返れば、そうも言っていられないのではないのでしょうか。

図3で、令和2～5年までの全日基による補てん額（一部補助金込み 令和2年Ⅳ～5年Ⅳ）を①現行—②制度見直し—③補助金を加算した場合について比較してみます。

なお、令和2年第4四半期から5年第4四半期までの価格高騰時に着目した試算であることをご留意願います。

（図3）



(1) 制度本来のケース（現行①）

「①現行」のグラフは、ロングスパンでみた場合の負担率（民間：国費＝19%：81%）とは若干異なりますが、価格高騰時（R2～R5）につき、異常補てんのウェイトが大きくなった分、国費の割合が高まり、試算では25%：75%となっています。しかし、この期間においても民間の負担比率がかなり高い水準となっています。

(2) ③補助金加算のケース

「③補助金加算」のグラフは、同期間において国の補助金を補てん金の形で加算した図です。「①現行」の補てん金に、令和4年度の特別補てん金（R4Ⅲ期の6,750円/ト Ⅳ期の8,500円/ト）や令和5年度の緊急補てん金（国費分として、R5年Ⅰ期の2,820円/ト、Ⅱ期の2,100円/ト、Ⅲ期の420円/ト）を交付、併せて民間も6割負担が課せられたため増額を加

算して交付した状況を示しています。

この間に総額 4,123 億円交付され、「①現行」方式による補てん額と比べると 35%増しの補てん額が交付されています。

内訳は、通常基金から現状の 13%増しの 2,585 億円（民間負担率 63%）、異常補補てんと補助金を併せた国費については、「①現行」の 762 億円に対し 1,538 億円（民間負担率 37%）で、平常時の 2 倍以上の補てん額を交付しています。

(3) ②政策提案 2024 見直し後のケース

「②見直し」のグラフは、政策提案 2024 に基づく試算結果を示しています。

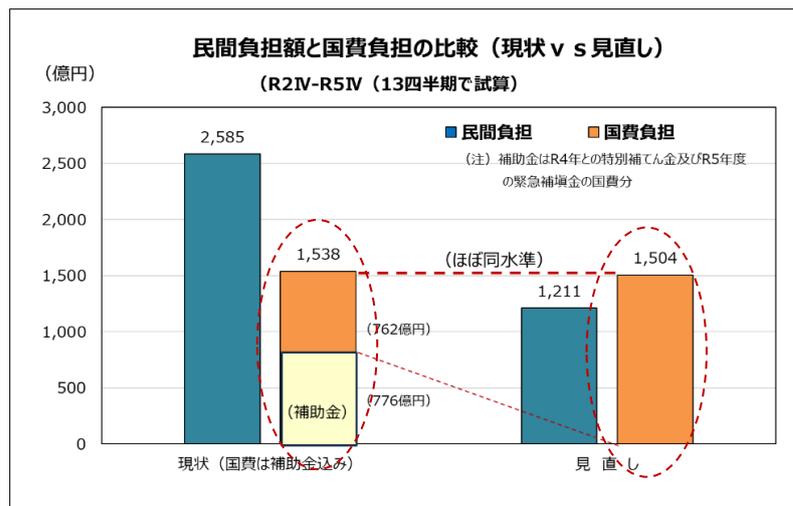
この例では、「①現行」に比べ補てん水準が約 9 割（89%）となっていますが、負担割合については国の約 6 割（55%）に対し民間が約 4 割（45%）となっています。令和 2~5 年の例でも、政策提案 2024 の方式では現状に比べ民間の負担が大きく軽減されています。

図 4 は、価格高騰時における補てん金等の民間負担額と国費負担額を比較したものです。

配合飼料価格の高騰に対応して、制度本来の補てん金と国による別途の補助金により平常時の 1.4 倍（135%）近い補てん金が増額交付されています。

一方、政策提案 2024 が現実した場合の国費の負担額は約 1,504 億円となり、補助金を含めた国費負担の総額（1,538 億円）とほぼ同水準になりました。

(図 4)



この結果からも明らかなように、全日基の政策提案は、徒に国費の増額を目論んでいるようなものではなく、緊急時にあつては国の対策による助成水準と比肩しうる内容となっていることを理解していただきたいと思います。

ちなみに、国の補助金（特別補てん金や緊急補てん金）は、国の補助事業執行上の要件遵守や本来の補てん制度の趣旨とは異なる事業の導入により、現場を含めて問題なしとしませんでした。このような経験を踏まえれば、制度の内外で逐次投入的に時々の支援策（補助金）を講じるよりも、制度の中に機動的なセフティ機能を装備し、いざという時に混乱なく生産者を支援できる仕組みを早急に整える必要があるのではないのでしょうか。

転ばぬ先の杖と申しますから、波静かな今こそ、新たな仕組みを企画立案していくべきでしょう。

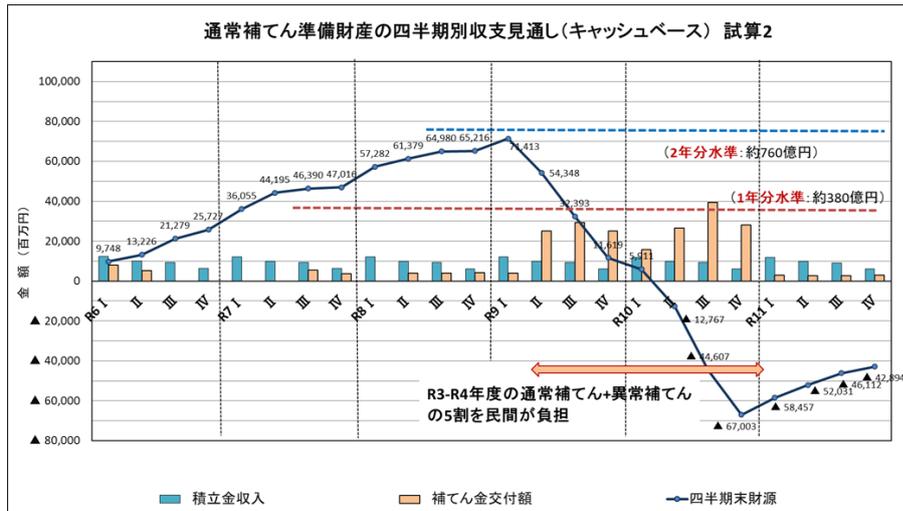
3. 価格高騰時の再来における財源水準の比較検証

令和9～10年の2カ年にわたり令和3～4年の価格高騰時のような事態が再来した場合の通常基金財源の見直し等を試算し、補てんスキームにかかる見直し案の効果を検証してみます。

(1) 現状の仕組みでは約670億円の財源不足に（新たな借金が必要）

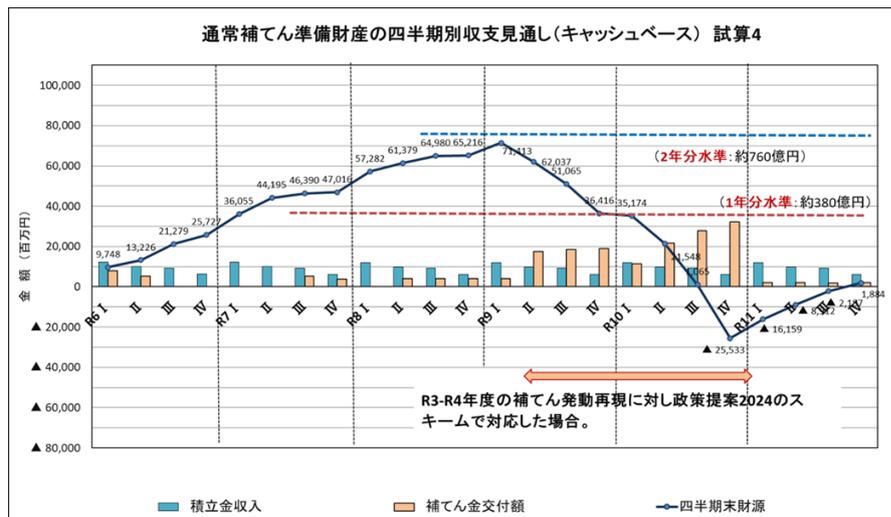
図5が示すように、現在の補てんスキームでは、令和10年第4四半期時点で約670億円の財源不足に陥ります。これは、年間積立額（約380億円）の1.8年分（約22ヵ月）に相当し、令和4年度に続いてまたぞろ多額の借り入れが必要となります。

(注) 見直し案と比較するため、通常基金から異常補てんの民間負担部分も捻出すると仮定して試算しています。（図5）



(2) 見直し案により財源不足（借金）を現状の約3割～4割まで圧縮することが可能

一方、見直し案では図6が示すように、財源不足額は令和10年第4四半期で約255億円となり、現状の4割程度となり、年間積立額（約380億円）の0.7年分（約8ヵ月）まで縮小します。また分割補てんを実施したとすれば更に179億円まで縮小することができ、借金したとしても、2四半期の積立相当額で返済可能となります。（図6）



このことが、当に全日基が主張している、補てんの一本化、補てん上限の設定、分割補てん等を通じた借入れの抑止と継続的かつ安定的な補てん制度への転換の意味するところです。

(3) 現状の仕組みによる価格高騰時の対応策

(異常補てんの全額を国費が負担することで借入れの回避)

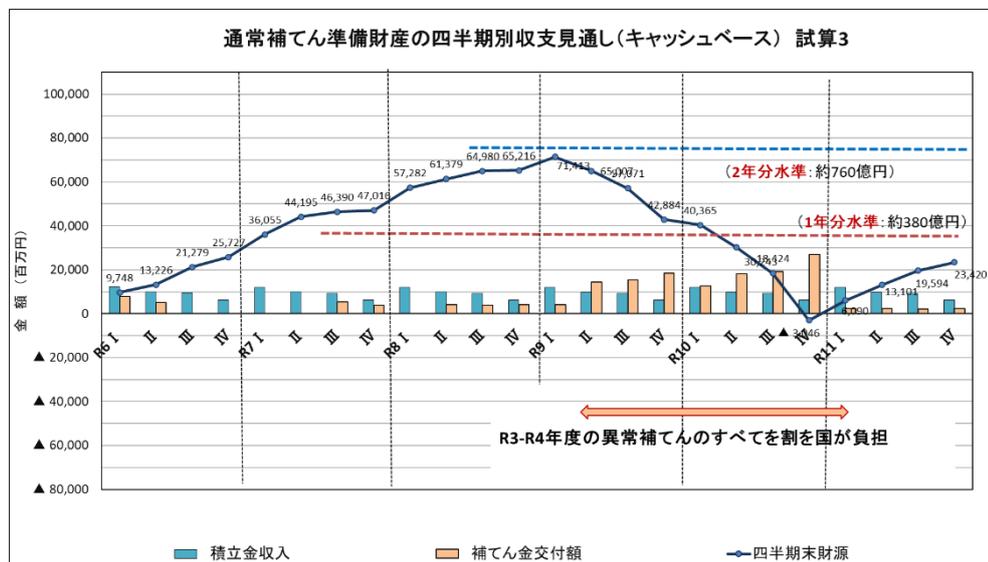
なお、現行方式でも民間基金の借入れを回避する策があります。

異常補てんの負担については、国 1/2 : 民間 1/2 となっていますが、民間（飼料メーカー）による異常基金への借入金返済が終了する令和 13 年度までの間は、異常補てんについては全額国費負担とする措置を講じることにより、仮に価格高騰が再来した場合でも図 7 が示すように民間による重複的な借入れを回避することが出来ます。

飼料メーカー（系統全国連等）は通常基金の借入返済に加え、異常基金についても借入返済を行っている状況では、新たな異常補てんの発動を支えるだけの余力は全くありません。

将来、少なくとも令和 13 年度までは、異常補てんが発動するような状況においては国費にのみ対応としてもらえるよう、機会あるたびに当局に対し要請しているところです。

(図 7)



次回、第 6 回ワークショップ（補てん金の算定を巡る諸問題）では、補てん発動の早期化、補てん金算定等をめぐる諸問題について解説していきます。